

氏名（本籍）	米田 宏樹（宮崎県）
学位の種類	博士（障害科学）
学位記番号	博乙第 2704 号
学位授与年月	平成26年 8月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	米国における精神薄弱者処遇の展開 —1840年代～1920年代を中心に—

主査	筑波大学教授	博士（教育学）	安藤 隆男
副査	筑波大学教授	博士（心身障害学）	四日市 章
副査	筑波大学教授	博士（心身障害学）	岡 典子
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	藤田 晃之

## 論文の内容の要旨

### （目的）

本論文は、1840年代から1920年代までの米国の精神薄弱者処遇の展開において、精神薄弱者の総合的な処遇体系が、精神薄弱者施設を中心にして構築されていく過程を明らかにすることを目的とした。なお、本論文は歴史的研究であり、歴史的用語を使用した。

### （対象と方法）

本論文では以下の4つの課題についての検討が行われた。

①白痴者処遇論の成立過程の検討(1840～1850年)：児童の教育問題に焦点化される以前の段階において白痴者の専門施設処遇がどのようにとらえられていたのかを、ニューヨーク州を例に、精神異常者処遇との関連で分析した。②保護・監督を予後の前提とした学校としての成立と生涯保護施設への展開過程の検討(1850～1900年)：白痴学校開設前後から精神薄弱者収容保護施設化までの展開を、対照的な展開過程をたどるマサチューセッツ州とペンシルベニア州の白痴学校を対象に、主に白痴学校長たちの白痴者教育予後の見通しとコミュニティとの関係、白痴教育の実際的成果とコミュニティとの関係から分析した。③精神薄弱者の施設総収容化政策の破綻とコミュニティ・ケアによる施設役割の拡大過程の検討(1900～1920年)：精神薄弱者の収容力増強が、各州の重要課題となっている時期に新しく設立される後発施設の典型例として、マサチューセッツ州レンサム精神薄弱者施設の展開過程に焦点をあて、教育機能に関する施設関係者と議会との認識の相違とそれへの施設の対応を分析した。④精神薄弱者処遇の中心としての精神薄弱者施設の展開の検討(1900～1920年)：1900年頃以降は、公立学校制度の普及に伴い、公立学校において精神薄弱者問題が生起することになる。精神薄弱者施設が、公立学校制度

によってその存在が明確化された軽度級精神薄弱者に対していかに対応しようとしたのかを、マサチューセッツ州とニュージャージー州の施設を対象に、分析した。

### (結果)

米国における白痴者問題は、「成人」「児童」の区別なく、精神病者と同一範疇でとらえられ、精神異常者問題として成立した。「人道主義」による精神異常者処遇の専門化（分類処遇）とモラル・トリートメントによる治療成果から、精神病者（治癒可能者）の社会復帰への期待が高まり、精神病者の州立施設処遇が成立し、社会復帰の可能性がないとみなされていた白痴者のケアが影を潜めた。精神病者施設の確立の背景には、精神病者が社会の有用な一員になりえるという期待が、その大きな要因として働いていた。「人道主義」思想にもとづくモラル・トリートメントとその成果は、この期待を生み出す媒介であった。精神科医たちは、精神病者の州立施設処遇の確立と同時に、「人道主義」的立場から不治者としての白痴者の施設処遇を再び唱えるようになる。この精神科医による白痴者施設処遇論は、不治のケースである白痴者を施設内で安楽に生活させるという生活論であった。この主張は、施設設立を実現するには、説得力に欠けていた。白痴者の州立施設処遇が始まるためには、精神病者に抱かれたような期待を生み出す手続きが必要であった。精神異常者が精神病者と白痴者に分けられたように、白痴者も、有用な社会の一員と「成り得る者」と「成り得ない者」に区分されていくことになる。この区分の基準になるものが、教育による改善の可能性であり、児童の教育問題への焦点化であった。

白痴者の生活問題、すなわち白痴による貧困・生活困難者の保護のための専門施設処遇は、白痴学校教育による白痴児の社会の成員への育成という形で成立した。しかし、有用な社会の一員たる白痴者の育成は現実的な目標ではなく、適切な保護のもとに各々の能力・状態に応じて自活できるか否かが実現可能な到達目標であることは、当初から白痴学校の提唱・実践者によって認識されていた。白痴学校の卒業生や退学者に対して、この適切な保護を与える場や方法が確保されないまま白痴学校の教育実践が開始されたため、卒業生の処遇が、学校開始直後から問題になる。ここでは、解決策を①学校外のコミュニティに求める考え方、②学校外の専門処遇施設に求める考え方、③学校内に専門処遇部門を求める考え方の3つがあったが、③の形で、白痴学校は、学校機能と保護機能、授産機能を有する総合的な精神薄弱者施設へと展開した。児童に対する「生活と教育の場」と成人に対する「生活と就労の場」を提供する総合施設で、精神薄弱者の年齢段階に応じた保護と支援の提供方法が、模索され試行された。ここまでの経過で、銘記されるべきことは、白痴学校にしる、精神薄弱者施設にしる、各コミュニティの救貧機関からの入学・入所需要には十分に答えることができず、州立学校・施設の開設とそれへの精神薄弱者の収容では、コミュニティの精神薄弱者問題の直接解決には結びつかなかったことである。白痴学校・精神薄弱施設関係者は、コミュニティからの入所需要を根拠に、予算の獲得と施設機能の充実・規模の拡大を州議会に求めていくが、入所需要が満たされることは一度もなかった。入所需要は、精神薄弱者施設の存立の根拠の一つであり、社会防衛思想や優生学的思想にもとづく精神薄弱者の施設総収容化論も、入所需要を高め施設の存立根拠を強めるために積極的に流布されたとみることできる。しかしながら、この収容保護の考え方によって、州議会が、精神薄弱施設を単なる収容施設とみなし、入所需要に対応するための収容力の拡充にしか関心を示さなくなることから、施設の教育機能拡充のために、施設は、再び、精神薄弱者の教育・訓練の意義と効果に社会の関心を取り戻す必要性に直面した。この必要性に対する対応が、総収容化理念の放棄と施設外処遇の提案であった。ここでは、コミュニティ生活に「適する者」と「適さない者」という分類で、前者のコミュニティ生活が試行された。

精神薄弱者のコミュニティ生活を支えるために、施設が派遣するソーシャルワーカーによる環境調整が提案され実践された。また、施設は、公立学校における精神薄弱児の判別のための公立学校クリニックを開設したり、公立学校精神薄弱特殊学級担当教員に対する研修プログラムを提供したりすることで、精神薄弱者処遇における中心的役割を維持しつつ、公立学校との相互補完を図った。

単なる収容施設という位置づけに対する精神薄弱者施設関係者の反発は、19世紀末から20世紀初頭の白痴学校の変貌、変質、挫折と評される時期にあっても、精神薄弱者施設の中核には教育があり、教育機能を有さない施設はあり得ないという施設関係者の考え方を表していた。

#### (考察)

1920年代までに、精神薄弱者の施設生活における各年齢段階と障害程度に応じた処遇方法とコミュニティ生活における処遇方法が、精神薄弱者施設で総合的に展開され始めたことが明らかになった。また、初期白痴学校成立時期においても、精神薄弱者のコミュニティ・ケア展開の時期においても、コミュニティにおける生産人としての自活を期待され、教育・訓練の成果を強くアピールされたのは、軽度級や境界線の精神薄弱者であった。重度精神薄弱者のケアと訓練の成果そのものが、州議会に認められるような形でアピールされたことはなく、精神薄弱者処遇の評価は、軽度精神薄弱者の成果に依存していた。

## 審査の結果の要旨

#### (批評)

障害者処遇の歴史において、精神薄弱は時代による翻弄を最も大きく被ってきた障害種のひとつといえる。この精神薄弱者の処遇について、1840年代から1920年代を対象にして、精神薄弱者に対して教育的・福祉的対応を行っていた人々の考えと社会政策的なとらえ方を軸にして、社会的処遇の形成過程を明らかにした研究である。精神薄弱者の隔離的収容と地域での分散的収容という考え方には、社会経済的効率性と当事者の暮らしやすさが相互に複雑に絡み合っている。これは現代社会での障害のある人や高齢者の処遇に関する課題にも通じるものであり、障害のある人の生活を規定する社会的・教育的要因は何であるのかという普遍的な課題を鮮明に提起した点で、現代的示唆に富む興味深い研究である。

以上のことから、本論文は、博士論文としての水準にあると判断される。

平成26年7月4日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

なお、学力の確認は、人間総合科学研究科学学位論文審査等実施細則第11条を適用し免除とした。

よって、著者は博士（障害科学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。